
Ⅲ 事例紹介

～岩手県盛岡市の取組と課題～

1 盛岡市の景観行政の概要

(1) 景観に関する歴史的背景と政策の展開

- ・盛岡の都市形成は、慶長2年(1597年)の盛岡城の築城から始まる。
- ・藩政時代の町割りや街道が残っており、現在の都市形成にも生かされている。
- ・昭和の高度成長期に**盛岡のまち並みを残す取り組みが起こり始める。**



城下町としての成り立ち（盛岡城下古図絵）



城下町のなごりを感じるまち並み

(2) 景観保全に関する主な取組(年表)

年代	条例・計画	備考
昭和 46	自然環境保全条例制定	河川・庭園・樹木の保全
昭和 51	自然環境及び歴史的環境保全条例へ改正	保存建造物制度: 18 件指定
昭和 59	都市景観形成ガイドライン策定	建築士会協力、市民発意
平成 6	都市景観形成建築等指導要領	事前協議・指導
平成 21	景観条例・景観計画策定	
平成 30	歴史的風致維持向上計画認定	

(3) 景観政策の基本的な考え方

・地域の特性を生かした**まち並みの形成**や**山並みの眺望確保**など優れた都市景観の保全と創造を図り、もって**自然環境と歴史的環境とが調和した盛岡らし**い都市景観の形成に資することを目的とする。

・都市景観形成ガイドラインの理念である「**市民とともに考え、ともに歩む～盛岡方式**」を継承し、さらなる景観政策の充実と向上を図り、盛岡固有の景観を守り、創り、育て、次世代に継承できる「美しいまち盛岡」を実現するため、盛岡市景観計画を策定

— 盛岡の景観の特徴 —

- ・ 周囲の山々は自然景観と眺望景観に優れています。
- ・ 河川は潤いのある水と緑の自然環境に優れています。
- ・ 歴史的景観遺産が継承され、歴史あるまちとしての風格があります。
- ・ 幹線街路は、まちなみに近代的な印象を与え、旧街道沿いでは城下町の風情があります。
- ・ 市民に親しまれる景観資産、樹木、まちなみ等は、「やわらかい」雰囲気醸し出しています。



盛岡らしさの五つのテーマ

ふるさとの山の眺望を大切にした風景づくり

水と緑を大切にした風景づくり

歴史と伝統が息づく風景づくり

歩行者に快適な魅力ある風景づくり

住み続けたい住まいと風景づくり



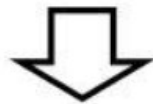
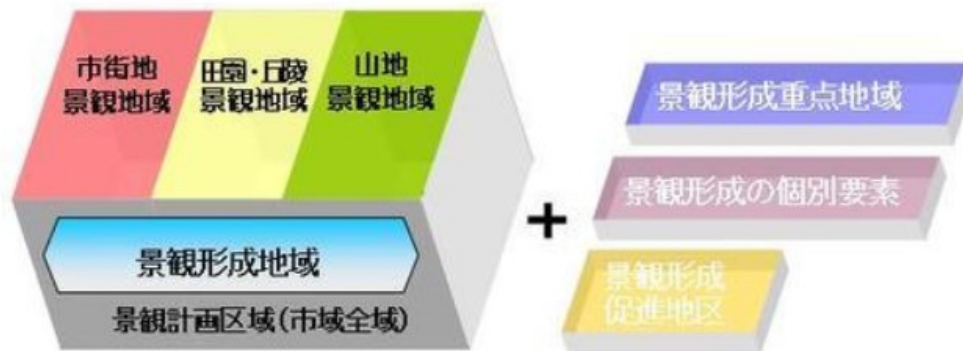
潤いと彩りの
あるまちの
風景づくり

景観計画の目標像

(4) 盛岡市景観計画の概要

特 徴	内 容
市民発意の承継	市民発意で作成された「都市景観形成ガイドライン」を継承し、市民主体の取組を基盤とする
重層的基準	地域 → 重点地域 → 促進地区と多層的な基準を設定(下図)
自然・歴史重視	原点は「自然環境及び歴史的環境保全条例」、自然と歴史を基盤としたまちづくり
眺望確保	岩手山など眺望は盛岡のまち並みの特徴で、極めて重要な位置付け

景観計画区域の全体構成



●景観計画区域内行為届出等

項 目	内 容
対 象	市全域
届 出	建築物・工作物：新增改築・外観変更 その他：一定規模の開発・堆積・形質変更
届出件数	1,308 件（全国 3 番目／東北中核市平均 37 件）
重点地区	23 地区（全国 3 番目）
景観地区	1 地区

●景観形成資産

区 分	件 数	全国順位
景観重要建造物	21 件（H24：1 件、H30：20 件）	5 番目
景観重要樹木	47 件（H27：52 件指定）	1 番目（6本に1本が盛岡市）

※景観重要樹木については、指定後の枯死等により5件指定解除

●景観啓発活動

項 目	実 績
都市景観賞	（昭和 59～）：受賞 191 件
都市景観シンポジウム	（昭和 55～）：48 回開催（R3 中止）

2 課題意識

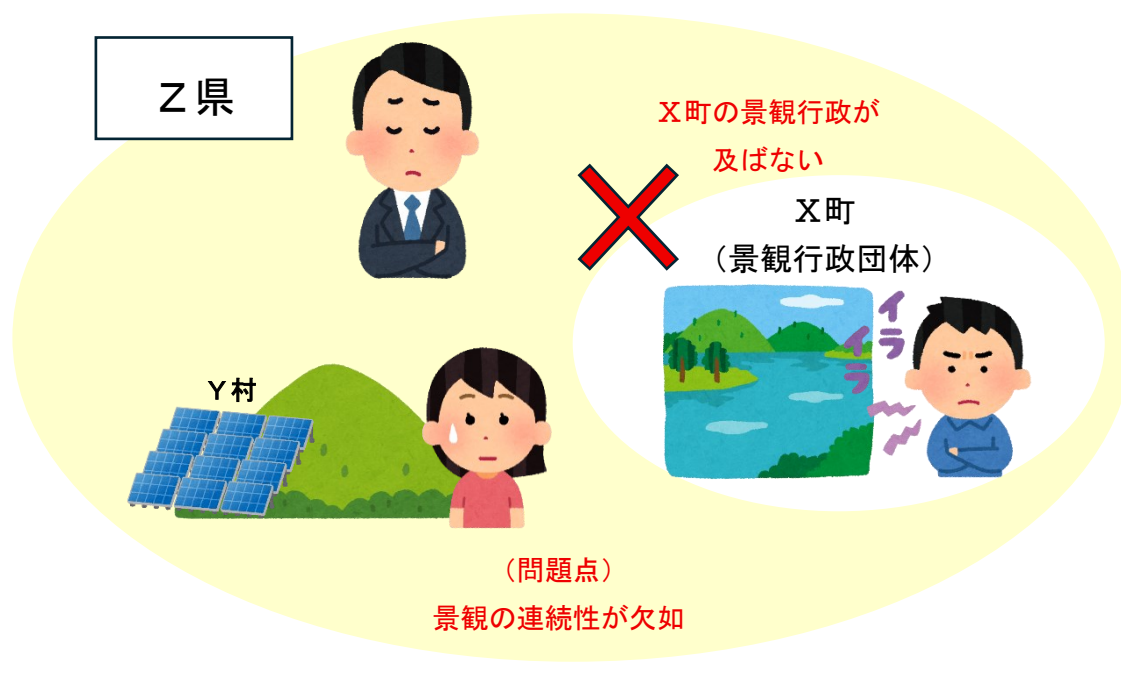
(1) 広域にわたる景観確保に関する景観行政の限界

- ・ 市 内 範 囲: 規制可能
- ・ 他自治体範囲: 規制不可 → 開発で景観が損なわれるおそれ

(2) 自治体ごとの基準差

- ・ 色彩基準に統一感なし
- ・ 複数自治体にまたがる敷地・団地等で統一景観困難

色相	行政	外壁 明度/彩度	屋根 明度/彩度
黄赤(YR)	県	3.0～7.0 / ≤6.5	<7.0 / ≤6.5
	市	- / ≤6.0	- / ≤6.0
緑(G)	県	2.5～6.5 / ≤5.0	<6.5 / ≤5.0
	市	- / ≤2.0	- / ≤2.0



3 景観法制度への要望

(1) 広域的景観の保全を調整する仕組みづくり

■ 盛岡市の具体例：太陽光・風力発電施設

盛岡市では、景観計画において「眺望景観保全地域」を設定し、山並みの眺望の保全を図るとともに、再生可能エネルギー事業の促進が進む社会状況を踏まえ、太陽光発電設備及び風力発電設備の設置に際しては、良好な景観の形成を目的とした行為の制限に関する事項を規定し、周辺の景観に配慮した適切な計画となるよう誘導を行っている。

■ 勧告基準

眺望領域内において、視点場から視認できる位置に太陽光発電設備や風力発電設備を設置しないこと。

■ 現状

太陽光発電設備が視点場から視認可能であるが、設置場所が市外であり、盛岡市の景観計画区域外であるため、盛岡市の基準が適用されない。

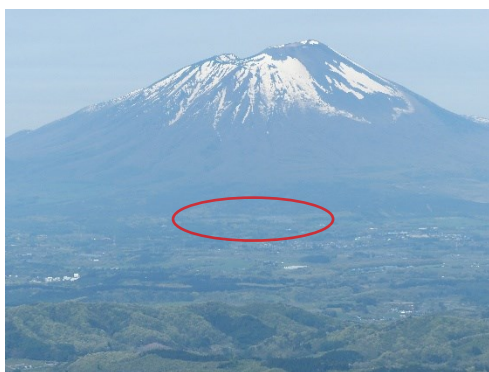
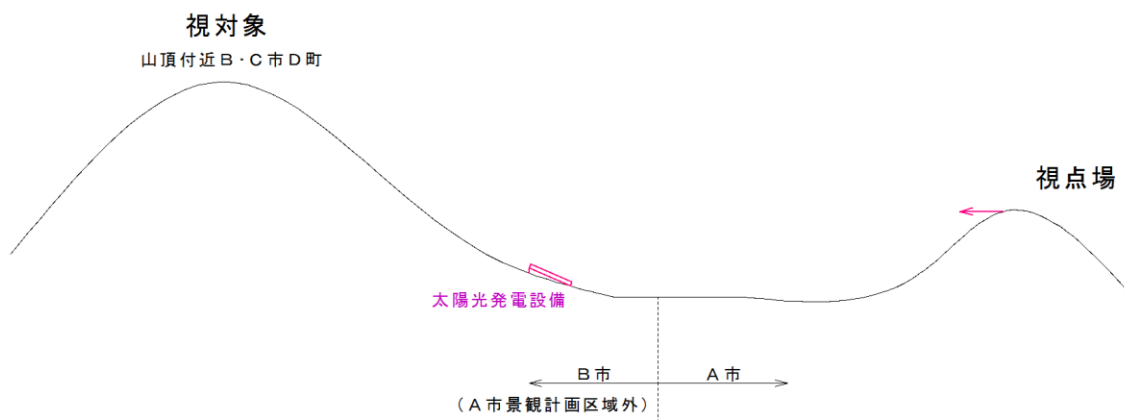


写真1 視点場から視対象を望む



写真2 太陽光発電設備アップ



このような現状を踏まえ、以下のような制度を要望する。

- ・ 景観行政団体が隣接する区域内において景観行政権限を有する自治体に対して申し入れを行う法的根拠を設けていただきたい。
- ・ 都道府県においては、広域的な景観形成の推進を景観法上の責務としていただきたい。
- ・ 広域的な景観形成に関する関係自治体を対象とした調整会議を設けることができるようにしていただきたい。

(2) 広域的な景観行政体制への国の伴走支援

- ・ 地方は人材・財政不足 → 国・県が主導し基準設定・助言・補助金等で伴走支援していただきたい。